



医政地発 0829 第 1 号
国水環防第 14 号
国水砂第 21 号
平成 29 年 8 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 各位
各都道府県水防担当部（局）長
各都道府県砂防主管部（局）長

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



（印影印刷）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



（印影印刷）

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療施設における
避難確保計画の作成等について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）が平成 29 年 6 月 19 日に施行され、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 3 第 1 項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条の 2 第 1 項に基づき、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、当該要配慮者利用施設の利用者の災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、避難確保計画に基づく訓練を実施しなければならないこととされました。

本改正により、各市町村においては、管理者等に対して、避難確保計画の作成状況を確認することが望ましいことについては、別紙 1 のとおり各都道府県知事宛て通知されたところですが、各都道府県衛生主管部（局）長におかれては、本改正の趣旨を御了知

いただくとともに、貴都道府県関係部局等と情報共有を行うなど緊密に連携し、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた医療施設（以下「対象医療施設」という。）が避難確保計画を作成するよう、かつ、貴管内市町村が対象医療施設の避難確保計画の作成状況の確認等を適切かつ確実に実施できるよう配慮方をお願いします。また、対象医療施設の避難確保計画の作成状況については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の機会を利用して管理者等に対して聴取するなど、把握に努めていただくようお願いします。

併せて、対象医療施設に該当する貴管下の医療施設に対し、本改正の趣旨及び別紙 2 のとおり国土交通省の Web サイトに掲載された避難確保計画を作成するに当たって参考となる情報の周知方をお願いします。

各都道府県水防担当部（局）長及び砂防主管部（局）長におかれては、この旨御了知いただき、医療施設についても避難確保計画の点検等を適切かつ確実にを行うよう措置方をお願いします。

【問い合わせ先】

○衛生主管部局関係

厚生労働省医政局地域医療計画課
災害時医師等派遣調整専門官 小谷（内線 4130）
災害医療対策専門官 北久保（内線 2558）
TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3595-2313

○水害関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 小川（内線 35439）
津波水防係長 大山（内線 35457）
TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

○土砂災害関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室
企画専門官 山本（内線 36152）
地震対策係長 辻（内線 36154）
TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610